



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

Addendum to DGR 55 Edition - 23 December 2013

第 55 版 補追版 - 2013 年 12 月 23 日

IATA 危険物規則書を使用される方々は 2014 年 1 月 1 日より効力を発する第 55 版に下に掲げる改訂と訂正があった事に留意して戴きたい。改訂箇所には下線を引いて目立つようにしてある。

政府例外規定の新設および改訂 (Section 2.8.2)

AUG-03 の改訂

関係官庁の変更。内容は英文の Addendum を参照のこと。

JPG-11 の改訂

JPG-11 放射性物質 (第 7 分類) は“適用除外放射性物質” (excepted radioactive material) を除き、**火薬類 (第 1 分類、但し、隔離区分 S のものを除く)** と同じ貨物室 (in the same cargo compartment) に搭載してはならない。(10.9.3 参照)

【訳者 注: 過去に文中に [compartment](#) と指定が無かったので、[in the same hold](#) と解釈されていた。国交省航空局の見解は [compartment](#) の用語は [hold](#) の意味で使用したと言っている。】

USG の改訂

USG-05

火薬物件や物質はアメリカ合衆国の Approvals and Permits Division (PHH-30) (USG-01 参照) の事前の許可のない限り、アメリカへ行く、出る、通過する、もしくはアメリカ国内を輸送してはならない。かかる許可は、物件の構成、デザイン、包装に変動がない限り、当該物件や物質の以後の輸送にも有効である。

49 CFR 172.320 に別段の規定のない限り、火薬類の物件もしくは物質を収納した個々の貨物には許可証に許可された物件、物質、もしくは装置ごとに割り当てられている EX 番号をマーキングしなければならない。EX 番号は、49 CFR 172.320 (d) に規定されているように貨物にマーキングするよりも、運送書類 (申告書) に輸送品目名に関連して記載してもよい。49 CFR 173.56 (h) **及び 173.166 (c) (2)** に述べられている種類の物件には、事前の EX 番号の許可は不要である。

USG-13

運航者は 49 CFR 175 (USG-01 参照) のすべての要件を守らなければならない。下記に列記された要件に限定されるものではないが、次の要件が含まれている。

- (a) アメリカ国発着またはアメリカ国内を運送するために、本規則に従って準備された輸送物について、運航者は荷送人が本規則の中に記載されているすべての適用するアメリカ政府例外規定を満たしていることを確認しない限り、その輸送物を受託してはならない。(9.1.2 参照)
- (b) 運送書類のコピーもしくは電子映像を、最初の運航者が危険物貨物を受託してから最低 1 年間、最初の運航者が保管していなければならない。個々の運送書類のコピーに、最初の運航者が貨物を受託した日付が記入されていなければならない。運送書類の日付は、航空運送状または積荷証券に印字されている荷送人が航空会社に輸送する貨物の準備が出来た旨を通知をした日でも可であるが、代わりに貨物が引き取られた日もしくは運航者が貨物を受託した日でもよい。危険物の廃棄物については、運送書類は、廃棄物が最初の運航者によって受託された日より 3 年間保管されていなければならない。(9.8 参照)

- (c) 機長への通知書にはアメリカ政府例外規定に記載されているアメリカ政府の規則に基づき危険物として認識されている他の追加された物質についても記入があり、必要な情報が提供されていなければならない。(9.5.1.1 参照)
- (d) 第9分類の物質、UN 0012, UN 0014 及び UN 0055 で 173.63 (b)の要件も併せ満たすもの、少量もしくは微量危険物、交換部品として輸送される航空機のバッテリー (49 CFR 175.8) および本規則で危険であると考えられる物質または物件であるが 49 CFR 171-180 に適合しないものを除いて、下に掲げた搭載制限が適用になる。
1. 正味 25kg を上回らない量の危険物と、それに加えて、非引火性ガスを正味 75kg で、旅客機に搭載が許されるものはアクセス出来ない形式で航空機に搭載して差し支えない。
 2. 貨物専用機での輸送については、下記の追加物件が上述の搭載制限から除外される。
 - (i) 第3分類 (引火性液体) で包装等級 III のもの (その物質に腐食性のラベルが貼られていない限り)
 - (ii) 区分 6.1 (毒物) (その物質に引火性液体を除く他の副次危険性がない限り) (包装等級 II 及び III のみ)
 【訳者 注: 今回の改訂で ICAO/IATA と異なった表現が解消された】
 - (iii) 区分 6.2 (病気を移しやすい物質)
 - (iv) 第7分類 (放射性物質) で他の危険性の定義に合致しないもの

Notes:

1. アクセス可能とは、旅客機もしくは貨物専用機において、個々の貨物の搭載位置が乗員もしくは他の担当者がアクセス出来、取り扱うことが出来、そして、大きさや重量が許すならば、飛行中、他の貨物から離れて搭載されていることを言う。コンテナに搭載され、コンテナがアクセス出来る位置にあり、また、貨物がコンテナの中にアクセス出来る状態で積み込まれている場合も含む。更に、貨物専用機に搭載されている場合、貨物が下記のように搭載されていれば、アクセス可能な状態とみなす。
 - ・ 14 CFR 25.857(c) の規定に従い、連邦航空局が Class C 航空機貨物室と認めた貨物室に搭載
 - ・ 連邦航空局が認可したコンテナで Class C 航空機貨物室の証明と同等な認可された火災探知もしくは煙探知機構を持ち、火災抑圧装置を具備しているコンテナに搭載
2. アクセス不能とは、その他すべての搭載方法で、貨物が搭載してある場所に乗員もしくは他の担当者が接近する事が出来ない、取り扱うことも出来ない場合で、大きさや重量が許すならば、飛行中、他の貨物から離れて搭載されていないことを言う。コンテナに搭載され、コンテナがアクセス出来る位置にあっても、貨物がコンテナの中にアクセス出来ない状態で積み込まれている場合も含む。

下に掲げた表で本例外規定の図解を行う。

TABLE USG-13.A
数量および搭載の表

適用機材	搭載禁止	貨物室ごとの数量制限 危険物 25kg NET 区分 2.2 - 75kg	無制限
旅客機	CAO ラベル貨物	アクセス出来ない	アクセス可能
貨物専用機 に旅客機貨物 を搭載する	適用しない	アクセス出来ない (Note 1)	アクセス可能 (Note 2)
貨物専用機 に CAO 貨物 を搭載する	アクセス出来ない (Note 1)	適用しない	アクセス可能 (Note 2)

Notes:

1. 下記の物質は搭載制限から免除される。
 - (i) 第3分類 (引火性液体) PG III (その物質に腐食性のラベルが貼られていない限り)
 - (ii) 区分 6.1 (毒物) (その物質に引火性液体を除く他の副次危険性がない限り) (包装等級 II 及び III のみ)
【訳者 注: 今回の改訂で ICAO/IATA と異なった表現が解消された】
 - (iii) 区分 6.2 (病毒を移しやすい物質)
 - (iv) 第7分類 (放射性物質) で他の危険性の定義に合致しないもの)
 - (v) 第9分類並びに少量危険物及び微量危険物
 - (vi) UN 0012, UN 0014 及び UN 0055 であって 173.63 (b)の要件も満たすもの
 2. 貨物専用機に搭載する場合は、貨物はアクセス可能と判断される位置に搭載すること。Class C の貨物室は搭載可能に含まれる。
- (e) 運航者は事故報告の要件に関し、49 CFR 171.15, 171.16 を遵守し、異常に関する報告は 49 CFR 175.31 を遵守しなければならない。

Note: 事故報告書ならびに、その記入方法は、
<http://www.phmsa.ot.gov/hazmat/incident-report>からダウンロード出来る。

USG-16

Air bag filter、Air bag module 及び Seat belt pretensioner はアメリカ合衆国の Approvals and Permits Division (PHH-30) (USG-01 参照) の事前の許可のない限り、アメリカへ行く、出る、通過する、もしくはアメリカ国内を輸送してはならない。かかる許可は、物件の構成、デザイン、包装に変動がない限り、当該物件や物質の以後の輸送にも有効である。国内運送の場合、Air bag filter、Air bag module 及び Seat belt pretensioner で区分 1.4G の火薬類の基準に合致するものは、UN 0431 Articles, pyrotechnic for technical purposes の名称で輸送されなければならない。危険物申告書に、一つ一つの承認された inflator、module もしくは pretensioner の EX 番号もしくは製品コードを 8.1.6.9.1 で要求されている基本的な品目明細に関連して記載されていなければならない。もし製品コードが使用されているときは、適宜、inflator、module もしくは pretensioner の個々の EX 番号に監督官庁の職員が遡及できるようになっていなければならない。EX 番号もしくは製品コードは外装容器の上に記載する必要はない。この要件は、Class 9 (UN 3268) に割り当てられている air bag inflators, air bag modules 及び seat belt pretensioners で 49CFR 173-166 の要件を満たしているものには適用しない。

運航者例外規定の新設および改訂 (Section 2.8.4)

2.8.3.4 の航空会社のリストに次を加える

<u>Atlasjet Airlines</u>	<u>KK</u>
<u>Royal Brunei Airlines</u>	<u>BI</u>

【訳者 注: 運航者例外規定の新設および改訂の和訳は例外規定番号のみの表示に止め、内容については英文を参照のこと。】

AF (Air France) を修正

AF-01 全文削除

BA(British Airways) を修正

BA-01 を全文削除

BA-02, BA-03, BA-04, BA-05 をそれぞれ番号を一つずつ繰り上げる

BA-06 と BA-07 を全文削除

BI (Royal Brunei Airlines) を新設
BI-02, BI-02, BI-03 を新設

CX (Cathay Pacific) を修正
CX-05 を修正

FX (Federal Express) を修正
FX-07 を修正
FX-10 を 2014 年 1 月 1 日より新設
FX-12 を 2014 年 5 月 1 日より全文削除
FX-18 を 2014 年 5 月 1 日より内容変更

EK (Emirates) を修正
EK-02 を新設

IB (IBERIA, Lineas Aereas de Expana) を修正
IB-01 Not Used を変更して新設
IB-02 新設
IB-03 新設
IB-04 旧 IB-02 を IB-04 として移動

JL (Japan Airlines) を修正
JL-09 鋼鉄製の単一容器 (1A1もしくは1A2) 及び鋼鉄製のジュリ缶 (3A1もしくは3A2) に収納されている液体の危険物は、適切な材料でオーバーバックされて、最低でも容器の上部と底部が保護されていない限り受託しない。

KK (Atlasjet Airlines) の新設
KK-01, KK-02, KK-03, KK-04, KK-5, KK-06, KK-07, KK-08, KK-09, KK-10, KK-11, KK-12 の新設

LD (Air Hong Kong) の修正
LD-08 を LD-07 に番号を変更、内容変更なし
LD-07 を LD-08 に番号を変更、内容変更なし

OS (Austrian Airlines) の修正
OS-02 全文削除

OU (Croatia Airlines) の修正
OU-03 内容変更して新設

SQ (Singapore Airlines/Singapore Airlines Cargo) の修正
SG-07 内容修正

VO (Tyrolean Airlines) の修正
VO-02 全文削除

VT (Air Tahiti) の修正
VT-02 内容変更
VT-06 全文削除

第 1 章 (Section 1)

Page 6 - 1.4.3.1 を次のように改める。

- 1.4.3.1 運航者は、旅客が航空機に持ち込むことが許されていない危険物の種類に関する情報を、航空券が発売される時点で、かかる情報が旅客に渡るよう確認しなければならない。インターネットなどを通じての情報は文章形式もしくは絵画形式で掲示され、手荷物の中に危険物を入れるにあたっての規制をよく理解したと言う確認を旅客自身、或いは旅客の代理人が行なわないかぎり、航空券の発売は完了しない仕組みにならなければならない。

第3章 (Section 3)

Page 157 3.9.2.6 を次のように改める。

3.9.2.6 Lithium Batteries (リチウム電池)

セルおよびバッテリーや、装置に装着されているセルおよびバッテリー、並びに、装置と同梱されているセルおよびバッテリーで、如何なる形態であれ、リチウムが含まれているものは、UN 3090, UN 3091, UN 3480もしくはUN 3481に、適宜、割り当てられなくてはならない。下記の条件を満たす場合は、これらの名称で輸送されなければならない。

- (a) 個々のセルもしくはバッテリーは、国連の Manual of Tests and Criteria, Part III, sub-section 38.3 の個々のテストの要件を満たしていなければならない。~~しかしながら、2014年1月1日以前に製造されたセルおよびバッテリーで、国連の Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の5th Revised Edition (第5改訂版)の要件を満たした試験を経たものは、引き続き輸送して差し支えない。~~

セルやバッテリーで国連の Manual of Tests and Criteria の subsection 38.3 の Revision 3, Amendment 1 の基準を満たして製造されたもの、もしくは、それ以後、該当するセル及びバッテリーを試験した時点で有効であった如何なる revision 及び amendment の規定に基づいて試験されたものは、本規則で別段の規定のない限り、引き続き輸送して差し支えない。
セル及びバッテリーで Manual of Tests and Criteria, Revision 3 のみの規定に合致しているものは最早有効ではない。然しながら、セルやバッテリーで 2003 年 7 月 1 日以前に製造されたもので、前記の基準を満たしているものは、他の全ての要件を満たしている限り、引き続き輸送して差し支えない。

Note:

たとえ、バッテリーを構成するセルが試験に合格したデザイン・タイプであったとしても、バッテリーとして国連の Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の試験要件を満たしていなければならない。

- (b) 個々のセルおよびバッテリーは安全通気孔を装備させるか、または輸送における通常の状況下で急激な破裂の起きないように設計製作されていなければならない。
- (c) 外面からの短絡を起こさないように効果的な防御策が施されていなければならない。
- (d) セルを含むバッテリーもしくは、セルを並列に接続したバッテリーは、必要に応じて、電流の逆流を防止する効果的な方策(例えば、二極管 [diode]、ヒューズなど)が採られていなければならない。
- (e) セルやバッテリーは、下記を含む品質管理プログラムの下で製造されなければならない。
1. 組織構造の明細、および、デザイン並びに製品の品質に関する責任者とその責任の確定
 2. 関連する検査および試験、品質管理、品質保証、並びに使用される作業プロセスに関する指示
 3. 作業プロセスの管理には、セルの製造過程において、内部の短絡障害を察知し、防御する機能に関連する活動が含まれていること
 4. 品質管理記録には、検査報告書、テストのデータ、測定データおよび証明など。テスト・データは、要請があれば、国の担当官庁に提出できるよう保管されていなければならない。
 5. 品質管理プログラムが効果的に作動しているかを確認する管理機構
 6. 書類の管理プロセス、およびそれらの改訂プロセスの管理
 7. 上記 (a) に示されている試験規定を満たさないセルおよびバッテリーの管理
 8. 関連する職員の教育訓練プログラムと資格手続きの管理、並びに
 9. 最終製品に損傷はないと確認する手続き

Note:

自社の自主的な品質管理プログラムも差し支えない。第三者の認定制度は必要ないが、上記 1. から 9. まで列記した手続きは、キチンと記録をとって残していなければならない。国の担当官庁からの要請があれば、品質管理プログラムの写しを提出できるように保管・維持されていなければならない。

第4章 (Section 4)

表 4.2 (Table 4.2A) 危険物リストに下記を加える

UN 1327 Bhusa, UN 1327 Hay, UN 1327 Straw の M 欄に A807 を加える。

A 807 を新設

A 807 Hay, Straw 及び Bhusa は油によって濡れているか、湿っているか、汚染されていないか、本規則書の適用を受けない。

第5章 (Section 5)

Packing Instruction 101

文中、次の文章を削除する。

本規則書で別段の規定のない限り、容器は包装等級 II の基準を満たすこと。

Packing Instruction 562

Single Packaging の表に 4H1 を加えて、4N を削除する

Packing Instruction 953

(c) の文中、参考としている DGR 9.3.11 を 9.3.10 に修正する

Packing Instruction 965

航空会社例外規定に BI-03 を加える

Section IB の追加要件の最後の文中の DGR の参考箇所 7.1.5.1 (a) 及び (c) を 7.1.4.1 (a) 及び (c) に修正する。更に 7.1.5.1 (c) も 7.1.4.1 (c) に修正する。

Packing Instruction 968

航空会社例外規定に BA-02 を BA-01 に変更、BI-03, EK-02, IB-01, KK-10 を加え、LD-08 を LD-07 に訂正する。

Section IB の追加要件の最後の文中の DGR の参考箇所 7.1.5.1 (a) 及び (c) を 7.1.4.1 (a) 及び (c) に修正する。更に 7.1.5.1 (c) も 7.1.4.1 (c) に修正する。

第7章 (Section 7)

Page 620 - 7.1.6.5 を下記のように修正する

7.1.6.5

他の国際もしくは国内の輸送規則で要求されているマーキングは、本規則書のマーキングと色や、デザインや、形状により、混乱を来たすもの、また、争点とならない限り、本規則書が要求しているマーキングに加えて表示して差し支えない。

道路、鉄道及び海上輸送の少量危険物のマーキング (図 7.1.D 参照) を付けた包装物は、収納されている危険物及びその収納容器が本規則書の要件を完全に満たしている限り、航空輸送に供して差し支えない。当該容器には本規則書で要求されている全ての適応するマーキングとラベルが貼られていなければならない。(図 7.2.A を参照のこと)

Page 631 - 図 7.3.L を下記のとおり修正する

Note を全文削除する

Note: このラベルは炎の模様、テキスト、区分番号、縁取りの線を黒色で赤色の地色に印刷しても差し支えない。

Page 632 - 図 7.3.M を下記のとおり修正する

Note を付け加える

Note: このラベルはラベルの上半分にある炎の模様と縁取りの線を黒色で赤色の地色に印刷しても差し支えない。

第 8 章 (Section 8)

Page 646 - 8.1.6.9.3 Step 8 を下記のとおり修正する

8.1.6.9.3 第 3 段階 (Third Sequence) - 包装基準 (Packing Instructions)

ステップ 8 (Step 8)

包装基準番号もしくは少量危険物の包装基準番号 (頭に Y のレターが付いているもの) (G 欄、K 欄もしくは L 欄のもの) リチウム電池で包装基準 965 もしくは包装基準 968 のそれぞれ Section IB で整えた貨物については“IB”の文字が包装基準番号に続けて書き足されていなければならない。

Notes:

1. 旅客機での輸送が許されるためには、旅客機用の包装基準が表示されていなければならない。また、貨物に CAO のラベルが付いてはならない。
2. 貨物専用機での輸送が許されるためには、貨物専用機用の包装基準が表示されていなければならない。貨物に CAO のラベルが付いているか、もしくは、旅客機用の包装基準が表示され、CAO のラベルが付いてはならない。しかしながら、旅客機も貨物専用機も包装基準番号が同じで、許容数量も同一である場合には、CAO ラベルは使用しない方が望ましい。
3. コラム形式になっている危険物申告書に記載する際は、“IB”の文字は包装基準を記載する欄に直接記入しなくとも差し支えない。包装基準番号に引き続き書かれているのであれば、Authorization 欄に書かれていても差し支えない。

第 10 章 (Section 10)

Page 722 - 10.7.1.3.1 と 10.7.1.3.2 を下記のとおり修正する

10.7.1.3.1 一般 (General)

次のマーキングが全ての工業容器 Type iP-1, IP-2 及び IP-3、Type A、Type B (U)、Type B (M) 並びに Type C の容器で放射性物質が収納されている容器に必要である。

- ・正式輸送品目名
- ・UN の文字を頭に付けた国連番号
- ・荷送人と荷受人の完全な名称と完全な住所
- ・もし 50kg を超す容器であれば、その最大許容重量
- ・ドライアイスが冷媒として使用されていれば、7.1.4.1 (d) で要求されている追加のマーキング

10.7.1.3.2 適用除外包装物 (Excepted Packages)

適用除外包装物については、下記のマーキングが必須である。

- ・UN の文字を頭に付けた国連番号
- ・荷送人と荷受人の完全な名称と完全な住所
- ・もし 50kg を超す容器であれば、その最大許容重量
- ・ドライアイスが冷媒として使用されていれば、7.1.4.1 (d) で要求されている追加のマーキング

以 上